

鳥取縣公報

昭和二十二年六月二十七日
第 千八百二十一號

金 曜 日

本報ノ大キサハ國定規程5A列

規 則

鳥取縣規則第百五號

大正十二年三月鳥取縣令第十二號屠畜検査手数料額中次のように改め昭和二十二年七月一日よりこれを施行する。

昭和二十二年六月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、成牛 一頭「金三圓」を「金參拾圓」に
 - 一、馬 一頭「金三圓」を「金參拾圓」に
 - 一、犢 一頭「壹圓五拾錢」を「拾五圓」に
 - 一、羊 一頭「壹圓五拾錢」を「拾五圓」に
 - 一、豚 一頭「壹圓五拾錢」を「拾五圓」に
- 改める

訓 令

鳥取縣訓令第十四號

各 小 中 學 校

昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一號學校教育法施行規則により別に辭令を用いない場合は五月三十一日付を以て現在勤務する中學校、小學校の専任教員であつて講師に囑託されたものの内中等學校を卒業した者は助教諭を命ぜられ専任教員にあらざる者は講師に囑託されたものとする。

昭和二十二年六月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

告 示

鳥取縣告示第百六十六號

鳥取市長において行旅死亡人を次のように取扱つたから心當の向は直接鳥取市長あて照會せられたい。

昭和二十二年六月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

住所、本籍、氏名、不詳

死体 男 一人

推定年齢六十才位

人 相

縊死後相當日數經過のため腐爛してゐるので不詳

着 衣

白木綿上服、黒木綿ズボン、茶色中折帽、黒革編上靴

所持品

雜囊一、財布一、燐寸一、現金五百九拾參圓

死亡年月日

昭和二十二年四月八日推定せらる

右の者昭和二十二年六月八日午前八時三十分鳥取警察署より行旅死亡八として縊死屍体を引受けましたから本市に於て夫々準備の上市營墓地に假埋葬した。

○鳥取縣告示第百六十七號

物價統制令第四條の規定によつて「はならつきよう(洗

を含む)の統制額を次の通り指定する。

昭和二十二年六月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

生産者販賣價格の統制額(一貫につき) 三五圓〇〇

鳥取市、米子市、倉吉町における統制額

生産者の指定市場渡し販賣價格

(一貫につき) 四〇圓〇〇

小賣業者の販賣價格

(百匁につき) 五圓〇〇

その他の地域における小賣業者の販賣價格の統制額

(百匁につき) 四圓二〇

昭和二十二年六月二十七日印刷
昭和二十二年六月二十七日發行

鳥取縣報

昭和二十二年四月十五日
第三種郵便物認可

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
鳥取市 米子市 倉吉町
鳥取市 米子市 倉吉町